

# 受益者負担金について

<受益者負担金制度とは>

公共下水道が整備されると、家庭から出る汚水すべてが下水道に直接流されるようになります。これにより土地の利便性が増し、土地の資産価値が増加することになります。

しかし、こうした利益を受けられるのは、道路や公園のような一般公共施設とは異なり、公共下水道が整備される区域内の方（土地の所有者等）に限られます。

そこで公共下水道の整備された区域の方（土地の所有者等）に下水整備にかかる費用の一部をその土地の面積に応じて負担していただくのが「受益者負担制度」です。

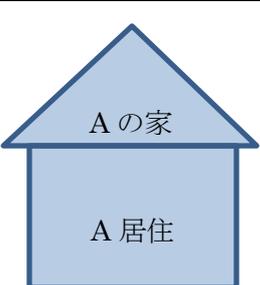
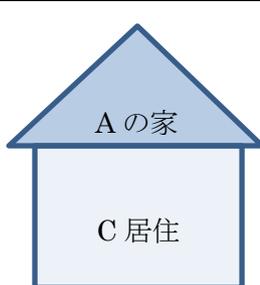
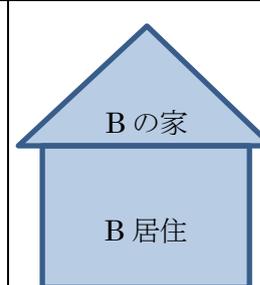
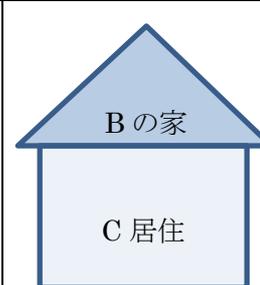
受益者負担金は、都市計画法第75条の規定に基づく「河内長野市南部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」により賦課・徴収させていただきます。この受益者負担金の賦課は、汚水の処理が可能になる区域の事業の進み具合に応じて、逐次賦課していきます。

受益者負担金は公共下水道の整備が終了しだい翌年に賦課され、その土地に対して一度賦課されると重ねて賦課されることはありません。

<負担金を納めていただく方（受益者）>

受益者負担金を納めていただく方を受益者といいます。原則として受益者は、公共下水道が整備される区域に土地を所有している方です。

ただし、その土地に借地人などの権利者がいる場合は、その権利者が受益者となります。

			
Aの土地	Aの土地	Aの土地	Aの土地
Aの土地に Aが家を建て Aが住んでいる	Aの土地に Aが家を建て Cが住んでいる	Aの土地に Bが家を建て Bが住んでいる	Aの土地に Bが家を建て Cが住んでいる
受益者はA		受益者はA又B	

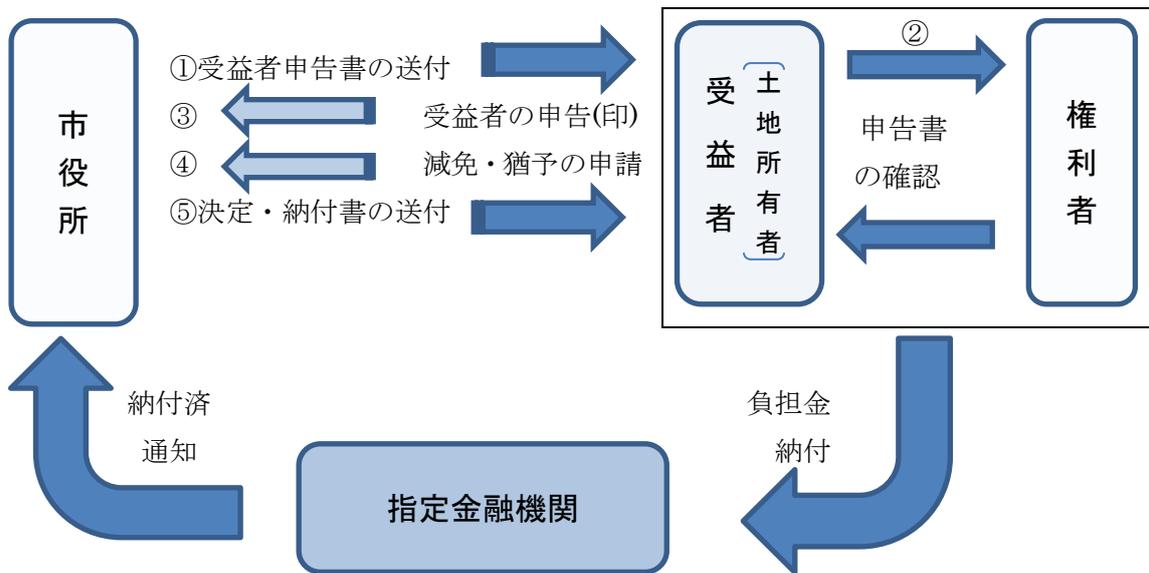
<受益者の申告について>

受益者の認定には申告が必要です。

土地の所有者は土地登記簿で確認できますが、その土地に権利者があるかどうかは確認できませんので、受益者の認定のために申告書の提出が必要です。

なお、申告書の提出がない場合は、市の方で受益者を認定します。

○申告から納付まで



負担金は下水道事業の整備が整った翌年に賦課されます。

※下水道本管、取付管、および公共ますは市にて施工、管理しますが私設排水設備（浄化槽から公共下水道への接続、くみ取り便所の水洗化工事等）につきましては個人の負担となります。

また受益者負担金につきましては、ご自宅の排水設備が公共下水道に未接続の場合においても公共下水道の整備が整い、排水設備が接続可能になった時点から賦課されます。

★受益者負担金の単価

負 担 区		単 価
天野川 処理分区	天野川 第1負担区	450円/m <sup>2</sup>
	天野川 第2負担区	530円/m <sup>2</sup>
	市街化調整区域 負担区	560円/m <sup>2</sup>
河内長野第一 処理分区	河内長野 第1負担区	500円/m <sup>2</sup>
	河内長野 第2負担区	510円/m <sup>2</sup>
	市街化調整区域 負担区	560円/m <sup>2</sup>
河内長野第二 処理分区	河内長野 第3負担区	530円/m <sup>2</sup>
	市街化調整区域 負担区	560円/m <sup>2</sup>

★受益者分担金の単価

分 担 区		単 価
河内長野第一 処理分区	日野分担区	740円/m <sup>2</sup>
滝畑 処理分区	滝畑分担区	610円/m <sup>2</sup>

<受益者の負担金計算方法>

単位負担金額にあなたが所有する土地の面積を乗じた額です。

負担金額 = 1 m<sup>2</sup>当たり負担金 × 土地面積

たとえば 90 m<sup>2</sup> (約 27 坪) の土地を持っておられる方で負担区が河内長野第1負担区の方は 500 円 (1 m<sup>2</sup>当たり負担金) × 90 m<sup>2</sup> (受益面積) = 45,000 円 (負担金)

この負担金 (45,000 円) を 6 回に分けて納めていただくことになります。

45,000 円 ÷ 6 期 = 7,500 円となり、各期限までに納めていただくことになります。

### <納期について>

賦課はその土地に対して一度限りですが、決定した負担金については前納にて納付することも可能です。(前納には割引がありますので納付書で確認をお願いします)  
また、3年間で6回に分けて支払うことも可能です。

※計算例により賦課した場合

年 度	期 別	納 期 限	計算例(円)
当該年度	第1期	7月1日～7月31日	7,500円
	第2期	12月1日～12月27日	7,500円
翌年度	第3期	7月1日～7月31日	7,500円
	第4期	12月1日～12月27日	7,500円
翌々年度	第5期	7月1日～7月31日	7,500円
	第6期	12月1日～12月27日	7,500円

※なお、賦課事務の関係で一部変わることがあります。

### <負担金の減免について>

所有されている土地が道路や公園（公共性の高いものに限る）となっているとき、および学校、社会福祉事業、自治会の集会所用地等は、負担金を減免することができます。

また、公の生活扶助を受けている場合も減免されます。

このような場合には必ず申請の手続きをしてください。

### <負担金の徴収猶予について>

負担金の納付が困難なときは一定期間、徴収を猶予することができます。

このような場合には必ず申請の手続きをしてください。

### <農地の徴収猶予について>

所有されている土地が賦課対象区域の公告の日から5年を超えて農地として耕作する予定の土地で、かつ当該公告の日から1ヶ月以内にその旨を受益者から申告のあったものうち、現地調査により市長が適当と認めたものについては、5ヶ年を限度として受益者負担金の徴収を猶予します。

なお、その期間に至って更に農業を耕作する予定の土地について、市長がその必要を認める場合は申請によりその期間を5ヶ年間継続することができるものとします。

ただし、猶予期間中において下水道の利用が必要となった場合は（農地から宅地になった場合等）その負担金は一括納入していただくこととなります。

<その他必要な届出について>

受益者等に変更等がある場合は必ず届出してください。

○受益者の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 受益者変更申告書

受益者決定後または負担金納入途中で売買その他の事由により  
受益者に変更があった場合は届出てください。

○住所・氏名の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 住所・氏名変更申請

○納付管理人の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 納付管理人申告書

○負担金の減免・・ 負担金減免申請書

○負担金の特別措置・・ 負担金徴収猶予申請書

○農地の特別措置・・ 農地に関する徴収猶予申請書

徴収猶予の特別措置を受けることができる農地は1筆を単位  
とし、その全部を耕作しているものです。

○総代理人の申告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 総代理人申告書

同一の土地を共有する受益者があるときは、その受益者のなか  
から総代理人を定めて届けてください。

※申請書が必要な場合は下水道課までご連絡ください。